



(仮称) 北区子ども権利と幸せ

に関する条例 (じょうれい)

基本的な考え方

— 子ども向け わかりやすい版 —

令和5年12月

# 北区子ども条例（じょうれい）とは？



➡ 「児童の権利に関する条約」の趣旨（しゅし）にもとづいて、子どもにとって大切な「子どもの権利」を保障し、子どもが将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を推進することを目的として北区がつくるルール・約束事のことです。

## <この条例の大切な考え方ってなんですか？>

- 子どもを権利の主体として尊重するとともに、子どもに関係のあることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。
- 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、また相互にこれを尊重しあい、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。
- 全ての子どもが将来への夢と希望をもって、幸せな状態で生活を送ることができるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備すること。

# 子どもの権利の現状について



○いま、みなさんの周りでは、子どもの権利が、必ずしも守られていない現状があります。

○ニュースをみると、子どものなかには、親から虐待（ぎゃくたい）を受けてしまったり、学校で嫌（いや）な思いをする子がいたり、友達とゆっくり遊んだりする時間がなかったりする子どもがいたりと、子どもたち一人ひとりの権利が守られていない現状があります。

○それから、子どものみなさんに関わる大切なことであっても、大人たちだけで何でもきめてしまって、自分たちの意見をいう場所や機会がないって思ったことがあるのではないのでしょうか。

# どうして、子ども条例をつくるのですか？



○子どもの権利を守ることは、簡単なことではありません。子どもの権利は皆さんに身近なわたしたち自治体や、そこに暮らし働く大人たちが、しっかりと守り、大切にすると、決意しないと、守ることはできないのです。

○私たち北区は、子どもの皆さんの権利を守り、育むために、「子ども条例」をつくり、子どもにはこれだけたくさん大切な権利があって、大人はこれをきちんと大切に守らないといけないんだよ、って子どもも大人もみんながわかるようなルールをつくらうって決意しました。

# どんな権利を大切にしますか？



北区子ども条例では、次の権利を特に大切にすると定めます。

- (1) 自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されること。
- (2) 身体的または精神的な暴力を受けないこと。
- (3) 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、年齢、性別、障害の有無、国籍、性的指向、性自認等により差別をされないこと。
- (4) 安全・安心に過ごせること。
- (5) ゆったりと安心できる場所で休めること。
- (6) プライバシーが大事にされること。
- (7) 遊ぶこと。
- (8) 様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、および親しむこと。
- (9) 繰り返し（くりかえし）挑戦（ちょうせん）できること。
- (10) 悩んでいること、困っていること等を相談できること。
- (11) 一人ひとりに応じた学ぶ環境が確保されること。

# 子どもの権利を守る体制



北区子どもの権利委員会（けんりいいんかい）

- 子どもの権利保障（ほしょう）の状況（じょうきょう）などについて、調査や議論をして、子どもたちの権利がしっかり守られているか検証するための組織をつくります。
- 権利擁護（ようご）委員からの報告について、調査および審議（しんぎ）をすること。

# 子どもの権利擁護（ようご）委員



子どもの権利擁護委員は子どものみんなの権利を守ることについて、相談にのったり、子どものみなさんを手助けをするために、次のようなしごとをします。

- 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること。
- 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。
- 子どもの権利の侵害（しんがい）からの救済のため関係者に要請（ようせい）をすること。